

浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少など業況悪化を来している中小企業者等の資金繰りを支援するため、「静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」制度により借り入れた資金に係る償還利子について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「県貸付」とは、静岡県中小企業経営安定資金融資制度要綱（平成14年3月20日付け商金第500号商工労働部長通知）第3の経営安定資金の別表経済変動貸付の融資対象者4ア（新型コロナウイルス感染症対応枠に限る。）に規定する静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象は、以下の要件のすべてに該当する中小企業者等（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 令和2年3月18日から県貸付の制度にのっとり貸付けを受けたもの（県貸付の融資対象者）。
- (2) 市内に主たる店舗・工場・事業所を1年以上有し、かつ、1年以上継続して当該店舗・工場・事業所において事業を営んでいるもの。
- (3) 市税を完納しているもの。
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあたっては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。
- (5) 県貸付の制度にのっとり県内の他市町でこの要綱と同様の制度により補助金の交付を受けていないこと。

2 第3条の規定にかかわらず、次の者は交付の対象とすることができない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(補助額及び補助対象期間)

第4条 補助額は、県貸付の制度にのっとり貸付けを受けた資金について、補助対象者が償還した利子額とし、補助金を受けようとする者の申請に基づき交付する。ただし、返済遅延により加算された延滞利子は補助対象外とする。

2 前項に限定する償還利子補助は、県貸付の制度にのっとり貸付けを受けた日から3年間とし、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間（ただし、初年度のみ令和2年3月18日から令和3年3月31日までの期間とする）ごとにその期間内に償還した利子額とする。

(補助金交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各項に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金交付申請書及び実績報告書（第1号様式）
- (2) 金融機関が発行した、補助対象者の補助対象融資に係る返済一覧表の写し
- (3) 補助対象者の補助金交付対象期間の返済実績がわかる通帳等の写し
- (4) 補助対象者の市税納付・納入確認同意書（第4号様式）（浜松市で市税の納入義務が生じていない場合は市税にかかる直近の納税証明書）
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し、又はそれに代わる書類
- (6) 誓約書（第5号様式）
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 補助金の交付を受けようとする者は、毎年6月から8月までの間に前年度に償還した利子額について補助金の交付申請を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請についてその内容を審査し、適当と認めるときは、その交付を決定するとともに、交付額を確定し、決定及び確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付決定及び確定を受けた者は、請求書（第3号様式）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の交付取消及び返還)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により償還利子補助金を受けたとき。
- (2) その他市長が不適正と認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

浜松市指令産振第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長

㊞

浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金の交付について（決定及び確定）

令和 年 月 日付けで申請のあった浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金の交付について、次のとおり条件を付して決定し、確定します。

記

1 交付額 金 円

2 交付の条件

- ・ 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。
- ・ 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- ・ 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- ・ 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所(所在地)
申請者
氏 名(名称及び代表者氏名) ⑩

請 求 書

令和 年 月 日付け浜松市指令産振第 号をもって通知のあった浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金を次のとおり請求します。

記

1 請求額

金 _____ 円

2 口座振替先

口座振替先金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協	本店 支店 支所
口 座 種 別	1 普通預金 2 当座預金 3 ()	
口 座 番 号		
口 座 名 義 人 カ ナ		

市税納付・納入確認同意書

令和 年 月 日

（あて先） 浜松市長
（取扱い） 産業振興課

補助金交付対象者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

(自署しない場合は、押印してください。)

明・大・昭・平 年 月 日 生

(法人の場合は設立年月日)

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金交付要綱第3条及び第5条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金

誓約書

浜松市新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

暴力団に関すること

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

補助金申請に関すること

- 県内他市町で、この要綱と同様の制度により補助金の交付を受けていません。
- 返済遅延により加算された延滞利子については申請していません。

令和 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)
住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

(自署しない場合は、押印してください。)